

[事案 29-47] 転換契約無効請求

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

分割転換について、転換後の保険料が高すぎることを理由に、転換を無効とし、転換前契約に戻すよう求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年に契約した終身保険を平成 21 年 1 月に利率変動型積立保険に分割転換したが、以下等の理由から、本転換を無効とし、転換前契約に戻して欲しい。

- (1) 転換後の保険料が他社保険と比べて高すぎる。
- (2) 入院保障は、転換によらなくても加入できたはずである。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人の自宅に複数回訪問し、先進医療特約を付加した契約への分割転換について、設計書等を使用して十分な説明を行っていること等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換契約時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を実施するべく働きかけたが、申立人は体調の悪いことを理由に辞退したので、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。